平成２６年（フ）第３３８号
横浜市鶴見区下末吉６丁目７番15号　サンフラッツＢ203号室
債務者　山本　竜也（旧姓ヲ賀）
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４６号
横浜市港北区仲手原２丁目25番９号　メゾン仲手原203
債務者　藤永　　正
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第２１６８号
神奈川県茅ヶ崎市柳島海岸８番34号
破産者　有限会社ジェンテル・ジー・ティー
1　破産債権の届出期間　平成26年４月16日まで
2　一般調査期日　平成26年５月19日午前11時50分
平成26年３月17日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
北九州市小倉北区真鶴２丁目１番10―1303号
破産者　田中　長英
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年５月22日午前11時40分
平成26年３月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２号
和歌山県御坊市島328番地12
破産者　岡田　美彦
1　破産債権の届出期間　平成26年４月30日まで
2　一般調査期日　平成26年６月９日午後１時10分
平成26年３月17日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２５年（フ）第２２３４号
札幌市東区北45条東13丁目２番20号　アップルハウス北45条101号
破産者　伊藤　賢吾
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年５月23日午後１時30分
平成26年３月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３号
長野市若穂綿内1136番地27
破産者　株式会社Ｉ・Ｚ
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年６月12日午前11時
平成26年３月19日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７６６号
大阪市中央区玉造１丁目18番６号
破産者　田口帽子株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年４月18日まで
2　一般調査期日　平成26年５月15日午後３時30分
平成26年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５号
埼玉県深谷市栄町７番38号　３号棟
破産者　村山　一布
1　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
2　一般調査期日　平成26年６月10日午前10時40分
平成26年３月18日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１４号
大津市坂本４丁目１番27号
破産者　和泉　孝男
1　破産債権の届出期間　平成26年５月２日まで
2　一般調査期日　平成26年６月27日午前10時
平成26年３月18日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５２号
奈良県大和郡山市小泉町3057番地７
破産者　寺田　順子
1　破産債権の届出期間　平成26年５月16日まで
2　一般調査期日　平成26年６月17日午前10時
平成26年３月19日　　奈良地方裁判所

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第８４号
石川県羽咋市本町コ26番地２
破産者　疋島　敏晴
異議申述期間　平成26年５月16日まで
平成26年３月17日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷328番地
破産者　山田　光伸
異議申述期間　平成26年５月19日まで
平成26年３月19日
松江地方裁判所西郷支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第８０１号
宮城県名取市ゆりが丘４丁目９番地の15
破産者　草嶺　恵子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６号
愛知県稲沢市駅前３丁目15番24号　ニューシティ藤美102
破産者　山川アナベルマリヤリこと　ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＡＮＮＡＢＥＬＬＥ　ＭＡＬＬＡＲＩ
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第１０１号
静岡県伊東市宇佐美3506番地の２
清算株式会社　株式会社齋藤農園
清算人　齋藤成八郎
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生手続開始

平成２６年（再）第５号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目10番21号
再生債務者　湯ノ口和彦
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年５月26日から平成26年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第４号
山形市清住町１丁目２番70号　ダイヤ17清住204号室、再生手続開始及び再生計画認可時の住所山形市元木１丁目10番45号　パンションＺＡＯⅢ号館333号室
再生債務者　本間　辰次
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成26年３月17日　　山形地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第８号
埼玉県草加市栄町２丁目７番25号
再生債務者　北原　光義
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月21日から平成26年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第５号
千葉県旭市三川3987番地21
再生債務者　高垣　　登
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月７日まで
4　一般異議申述期間　平成26年４月21日から平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係